様式第二十二号の四(第十条の三関係)

(用紙A４)

0	0	0	0	9

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出の区分 [ ] [項番 54] [3] （1．全部の業種の廃業 2．一部の業種の廃業）

許可番号 [ ] [55] [大臣知事コード 3] 国土交通大臣 知事 許可 （般－[ ]）第 [5] [ ] [ ] [ ] [ ] [10] 号　許可年月日 令和 [11] [ ] 年 [13] [ ] 月 [15] [ ] 日

記

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゆ	板	ガ	塗	防	内	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
廃止した建設業	[56]																												
届出時に許可を受けている建設業	[57]																												

（1．一般 2．特定）

行政庁側記入欄 整理区分	[58]	[3]
決裁年月日	[59]	令和 [3] [ ] 年 [5] [ ] 月 [7] [ ] 日

【備考】

廃業等の年月日	令和　　年　　月　　日	
廃業等の理由	（1）	許可に係る建設業者が死亡したため
	（2）	法人が合併により消滅したため
	（3）	法人が破産手続開始の決定により解散したため
	（4）	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
	（5）	許可を受けた建設業を廃止したため

記載要領

1　「地方整備局長 / 北海道開発局長 / 知事」、「国土交通大臣 / 知事」及び「般 / 特」については、不要のものを消すこと。

2　「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　□□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4　[5][4]「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

5　[5][5]「許可番号」の欄の「大臣 / 知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについ記入すること。

6　[5][6]「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の(　)内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

7　[5][7]「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。

8　太線の枠内には記入しないこと。

9　【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを〇で囲むこと。